

名古屋大学附属図書館生命農学図書室利用細則

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
改 正 令和元年 11 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程第 18 条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館生命農学図書室（以下「図書室」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料)

第 2 条 図書室備付けの図書館資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般生命農学関係図書
- 二 参考図書
- 三 学生用開架図書
- 四 一般生命農学関係逐次刊行物
- 五 その他の関係資料

(利用資格)

第 3 条 図書室を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学の学生
 - 二 本学の職員
 - 三 本学の名誉教授
 - 四 大学院生命農学研究科長・農学部長（以下「研究科長・学部長」という。）が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合、申し出により図書室を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
 - 二 本学の元職員
 - 三 その他一般の利用者
- 3 生物機能開発利用研究センター及び農学国際教育研究センターの職員については、大学院生命農学研究科・農学部（以下「研究科・学部」という。）の職員に準ずるものとする。

(利用の手続き)

第 4 条 図書室を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用するときには、所定の手続きを経なければならない。

- 2 前条第 1 項に掲げる利用者は、図書室を利用するとき、それぞれ学生証、職員証、名誉教授証（以下「学生証等」という。）を携帯し、図書室職員から提示を求められたときには、これに応じなければならない。
- 3 利用者は、「学生証等」を他人に使用させてはならない。

(開室時間)

第 5 条 開室時間は、平日の午前 9 時から午後 8 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院生命農学研究科長・農学部長が必要と認めたときは、開室時間を変更することができる。

(休室日)

第 6 条 休室日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - 四 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで）
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科長・学部長が必要と認めたときは、休室又は開室することができ

る。

(図書の閲覧)

第7条 利用者は、図書室が管理する図書を自由に閲覧することができる。

- 2 閲覧は、閲覧室において行い、室外に持ち出してはならない。
- 3 利用者は、閲覧を終えた図書を所定の場所に戻さなければならない。
- 4 図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規程を常時閲覧室内に備付けるものとする。

(閲覧の制限)

第8条 次に掲げる場合においては、閲覧を制限することができる。

- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められるとき、当該情報が記載されている部分を閲覧する場合
- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けているとき、当該期間が経過していない場合
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

(貸出し)

第9条 貸出しを受けることができる者は、第3条第1項に規定する者とする。

- 2 貸出しの冊数及び期間は、別表のとおりとする。
- 3 貸出しを受けようとする者は、所定の手続きを経なければならない。

(貸出予約)

第10条 利用者は、貸出中の図書を予約することができる。

(転貸禁止)

第11条 利用者は、借り受けた図書を転貸してはならない。

(貸出期間の更新)

第12条 利用者は、第10条の予約がない場合に限り、貸出期間を2回まで継続して更新することができる。

- 2 利用者は、前項の更新を受けようとするときは、所定の手続きを経なければならない。

(貸出しの停止)

第13条 研究科長・学部長は、貸出しを受けた者が図書の返却を延滞したときは、その者に対し、貸出しを停止することができる。

(長期貸出し)

第14条 研究科長・学部長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を研究科の講座等に長期に貸出すことができる。

(返却)

第15条 利用者は、貸出しを受けた図書を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 研究科長・学部長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても返却を求めることがある。
- 3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(禁帯出の図書)

第 16 条 次の各号に掲げる図書の貸出しは行わない。

- 一 参考図書
- 二 修士論文及び博士論文
- 三 その他研究科長・学部長が指定する図書

(複写)

第 17 条 利用者は、教育、研究又は学習の用に供することを目的とする場合に限り、図書の複写を依頼することができる。

2 前項の複写に関し必要な事項は、図書室複写内規の定めるところによる。

(参考調査)

第 18 条 利用者が依頼することのできる参考調査は、次のとおりとする。

- 一 学術文献に係る調査及び情報の提供
- 二 その他教育、研究又は学習の参考とするための必要な情報の提供

(他大学等の図書館の利用)

第 19 条 研究科・学部の職員及び学生は、他大学等の図書館の利用に関して、次のことを図書室に依頼することができる。

- 一 紹介状の発行
- 二 相互貸借の申込み
- 三 文献複写の申込み

(遵守事項)

第 20 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- 一 静粛を保つこと。
- 二 図書、機器及び設備を汚損、き損しないこと。
- 三 室内での飲食及び喫煙をしないこと。
- 四 掲示及びはり紙をしないこと。
- 五 その他ほかの利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(利用の制限)

第 21 条 研究科長・学部長は、附属図書館の規程等又は指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 閲覧室等が非常に混雑している場合等、本学の学習、教育、研究に支障をきたすおそれがある場合においては、研究科長・学部長は図書室の利用を制限することができる。

(雑則)

第 22 条 この細則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て、研究科長・学部長が定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

貸出しの冊数及び期間

貸出しの対象者	一般生命農学関係図書		製本雑誌		未製本雑誌		学生用開架図書	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
研究科・学部の学生，職員及び本学の名誉教授	5冊以内	7日以内	2冊以内	2日以内	10冊以内	2日以内	3冊以内	7日以内
他部局の学生及び職員	3冊以内	7日以内	1冊	2日以内	1冊	2日以内	2冊以内	7日以内

備考

夏季及び冬季の休業期間中は、研究科・学部の学生に限り、学生用開架図書の貸出期間を延長することができる。